

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。)第6条の規定に基づき、黒川地区小中学校新設事業(以下「本事業」という。)を特定事業として選定しましたので、PFI法第8条の規定により、特定事業の選定にあたっての客観的評価の結果をここに公表します。

平成17年10月20日

川崎市長 阿部 孝夫

特定事業の選定について

1 事業概要

川崎市(以下「本市」という。)では、黒川はるひ野地区の開発にともない、近隣の栗木台小学校、白鳥中学校の児童生徒数の急増及び地域からの「学校を新しいまちづくりの核にしたい」との要望をうけ、同一敷地内に小中学校合築での建設を決定いたしました。

本事業は、本市初の小中学校を合築するにあたり

「小中学校の9年間における連携や一貫に配慮した教育活動」

「多様な教育活動に対応できる学習環境づくり」

「新しいまちづくりにむけたコミュニティの拠点づくり」を目標に、多様な教育方法を可能とする学習空間、学年のまとまり、施設共有、地域交流等の施設整備を民間の資金や技術、運営能力を活用し、実施するものであります。

(1) 施設整備及び維持管理・運営業務

ア 整備場所

川崎市麻生区黒川字柳之町1256-5番地他

イ 施設構成

小中学校施設

(仮称)地域交流センター

わくわくプラザ

ウ 設計・建設業務

設計業務

建設・工事監理業務

エ 施設維持管理業務

建築物保守管理業務

建築設備保守管理業務

植栽・外構維持管理業務

清掃業務

環境衛生管理業務

安全管理業務

受付業務及びその他業務

情報システム維持管理業務

オ 運營業務

小学校給食業務

中学校・(仮称)地域交流センターランチサービス業務

(2) 事業方式

選定事業者が本施設を設計・建設し、竣工後施設を市に引渡しの上、維持管理業務及び運營業務の一部を遂行する方式（B T O (Build, Transfer and Operate) 方式）とします。

2 市が自ら事業を実施する場合とP F I方式により実施する場合の評価

(1) コスト算出による定量的評価

ア 算出に当たっての前提条件

本事業において、市が自ら実施する場合の市の財政負担額とP F I方式により実施する場合の市の財政負担額の比較を行うにあたり、その前提条件を次のとおり設定しました。

なお、これらの前提条件は、市が独自に設定したものであり、実際の応募者の提案内容を制約するものではなく、また一致するものでもありません。

	市が自ら実施する場合	P F I 方式により実施する場合
算定対象となる経費等	開設関連費 設計及び建設費 維持管理費 運営費 保険料 起債償還	開設関連費 設計及び建設費 維持管理費 運営費 保険料 租税公課 モニタリング費 起債償還
共通条件	設計・建設及び開校準備期間 維持管理・運営期間 施設規模 インフレ率 割引率	1年間9ヶ月 15年間 約15,706㎡ 0% 3%
設計及び建設に関する費用	川崎市の小中学校施設の実績を基に算定を行いました。	設計・建設・維持管理・運営の一括発注による効率化が図られ、また性能発注によって選定事業者の創意工夫が行われることによるコスト縮減を想定し、算定を行いました。
維持管理・運営に関する費用	川崎市小中学校施設の実績を基に算定を行いました。	設計・整備・維持管理・運営の一括発注による効率化が図られ、また性能発注によって選定事業者の創意工夫が行われることによるコスト縮減を想定し、算定を行いました。
資金調達に関する事項	補助金 起債 一般財源	自己資金 銀行借入

イ 算出方法及び評価の結果

上記の前提条件を基に、市が自ら実施した場合の市の財政負担額とPFI方式により実施する場合の市の財政負担額を事業期間中にわたり年度別に算出し、現在価値換算額で比較しました。なお、選定事業者へ移転するリスクは加味（定量化）していません。

この結果、本事業を市が自ら実施する場合に比べ、PFI方式により実施する場合は、事業期間中の市の財政負担額が約8%削減されるものと見込まれます。

(2) PFI方式により実施することの定性的評価

本事業をPFI方式により実施する場合、市の財政負担額削減の可能性といった定量的な効果に加え、次のような定性的な効果が期待できます。

ア 効率的な維持管理・運営の実施

設計・建設・維持管理・運営までを一括して選定事業者任せのため、業務毎に発注する場合と比較し、設計段階から維持管理・運営段階までの効率化やコストの最小化を視野に入れた整備が可能になります。

イ リスク分担の明確化による安定した事業運営

計画段階においてあらかじめ発生するリスクを想定し、その責任分担を市及び選定事業者の間で明確にすることにより、問題発生時における適切かつ迅速な対応が可能となり、業務の円滑な遂行や安定した事業運営の確保が期待できます。

エ 財政支出の平準化

本事業に必要な費用（国庫補助対象を除く）を15年間にわたる維持管理・運営期間を通じて平準化し、サービスの対価として毎年一定額を支払うことから、財政支出を平準化することが可能になります。

(3) 総合的評価

本事業は、PFI方式により実施することで、事業全体を通じて選定事業者の資金調達力や効率的・効果的な事業ノウハウを活用することが可能となり、結果として定量的評価における財政負担の縮減に加えて、定性的評価に提示した様々な効果が期待されるとともに、地域経済・社会への波及効果も期待できます。

以上により、本事業を特定事業として実施することが適当であると認め、ここにPFI法第6条に基づく特定事業として選定します。